

高原町立小・中学校 施設整備基本構想

**令和4年2月
高原町教育委員会**

目 次

基本構想の背景・目的	1
------------------	---

I 概要・条件	2
----------------------	----------

1 現在の学校位置図	2
------------------	---

2 学校施設の現況	3
-----------------	---

3 児童生徒数の現状	4
------------------	---

3. 1 児童生徒数の将来推計	5
-----------------------	---

II 基本構想	6
----------------------	----------

1 高原町教育振興基本計画	6
---------------------	---

1. 1 高原町教育努力重点事項	7
------------------------	---

2 高原町学校規模適正化基本方針	8
------------------------	---

3 高原町の公共施設等整備の基本方針	9
--------------------------	---

4 高原町小中一貫教育の推進	1 1
----------------------	-----

4. 1 小中一貫教育校による教育的効果	1 2
----------------------------	-----

5 整備目標	1 2
--------------	-----

5. 1 計画学級数	1 3
------------------	-----

5. 2 整備時期	1 3
-----------------	-----

6 施設整備方針	1 4
----------------	-----

6. 1 整備方針	1 4
-----------------	-----

7 その他	1 6
-------------	-----

7. 1 統合後の通学手段	1 6
---------------------	-----

7. 2 統合後の地域活性化	1 7
----------------------	-----

III 添付資料	1 8
-----------------------	------------

高原小学校	1 9
-------------	-----

広原小学校	2 2
-------------	-----

狭野小学校	2 4
-------------	-----

後川内小学校	2 6
--------------	-----

高原中学校	2 8
-------------	-----

後川内中学校	3 4
--------------	-----

基本構想の背景・目的

全国的に少子化が進む中、本町においても児童生徒数の減少が続いている。今後もその傾向は続くことが見込まれている。

高原町教育委員会では、平成16年の後川内小学校での複式学級開始を契機に学校規模適正化の検討を始め、平成21年2月には高原町立小・中学校規模適正化検討委員会（会長：竹之内昭一氏他38名）並びに令和2年12月には高原町学校のあり方検討委員会（会長：西村四男氏他10名）が、いずれも小学校1校・中学校1校の統合方針を内容とした答申を高原町教育委員会に対し行っている。また、平成28年12月には、高原中学校への統合基準を示した答申を高原町立後川内中学校検討委員会（会長：宮内孝氏他14名）が行っている。

これらの答申を踏まえ、高原町教育委員会は、令和3年5月11日の教育委員会定例会において高原町学校規模適正化基本方針（以下「基本方針」という。）を決定し、同月14日に当該基本方針を付した「高原町立小中学校のあり方について」を高原町長へ具申した。

一方、本町では平成23年8月から高原ならではの一貫教育を推進し、「未来を創る 心豊かでたくましい 高原っ子の育成」をめざしている。また基本方針では、「統合と合わせて魅力ある学校教育を展開するため、小中一貫教育のメリットを活かすように検討を行う。」として今まで以上に小中一貫教育を進めることとしている。

本町の学校施設は高原中学校を除き、老朽化が著しく、学校の統合は、新校舎建設を伴うこととなる。

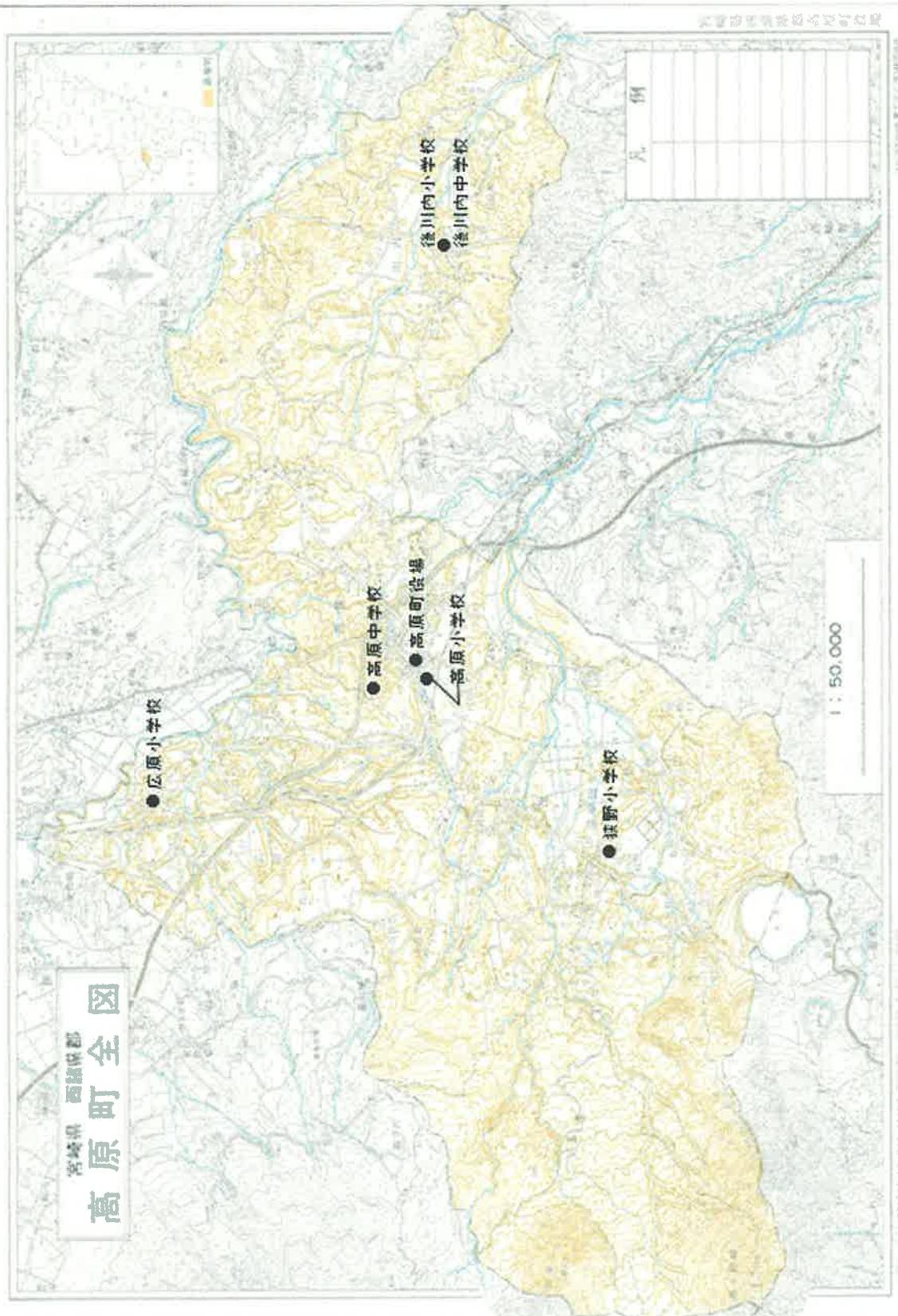
加えて本町は、役場本庁舎の耐震化整備という懸案事項もあり、その手法については、高原小学校など教育関連施設を含んだ役場周辺施設の再整備と併せて実施していくかなければならない状況である。

これらのことから、高原町教育委員会では現在の高原中学校校舎と一体となった新校舎を建設し、小中一貫教育校の設置に向けた施設整備を行うこととした。

この高原町立小・中学校施設整備基本構想は、施設整備に関わる基本的な考え方、方向性等を示すものである。

I 概要・条件

1 現在の学校位置図



2 学校施設の現況

各学校の主な施設の状況（令和3年度学校施設台帳より）

	校舎等	建築年月	経年	階数	面積(m ²)	構造	備考
高原小学校	管理棟（北側）	S49. 5	47	2	859	R	
	中校舎	S38. 3	58	2	954	S	
	パソコン室	H4. 11	28	2	97	S	
	南校舎	S45. 2	51	2	944	S	
	体育館	S59. 3	37	2	931	S	
	給食棟	S63. 3	33	1	333	S	
広原小学校	管理棟・普通教室棟	S46. 3	50	2	765	S	
	普通教室棟	S50. 3	46	2	325	S	
	家庭科室	S57. 10	38	1	69	S	
	コンピュータ室	H5. 3	28	1	86	S	
	学習室	H12. 1	21	1	65	S	
	体育館	H1. 3	32	1	808	R	
狭野小学校	給食室	S60. 1	36	1	90	S	
	管理棟	S48. 2	48	1	383	S	
	家庭科室	S57. 10	38	1	69	S	
	普通教室棟	S43. 3	53	2	567	S	
	普通教室棟	S48. 2	48	2	162	S	
	普通教室棟	H5. 12	27	2	223	S	
	体育館	H5. 2	28	1	808	R	
後川内小学校	給食室	S58. 12	37	1	90	S	
	管理棟	S50. 3	46	2	544	R	
	普通教室棟	S45. 3	51	2	548	S	
	家庭科室棟	S56. 11	40	1	120	S	
	コンピュータ室棟	H5. 12	27	2	192	S	
	体育館	H11. 3	22	1	808	R	
高原中	給食棟	H6. 2	27	1	90	S	
	校舎棟	H9. 1	24	3	6,309	R	
	体育館	H10. 1	23	2	2,701	R	

後 川 内 中 学 校	管理棟・普通教室棟	S44. 3	52	2	850	S	
	特別教室	S62. 2	34	2	230	S	
	技術室・美術室	H11. 2	22	1	157	S	
	保健室	S56. 11	39	1	60	S	
	体育館	S54. 2	42	1	629	S	

注) 構造 : S ~ 鉄骨その他造 R ~ 鉄筋コンクリート造

3 児童生徒数の現状

1) 小学校の児童数

【小学校】(令和3年5月1日現在)

		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別支援	合計
高 原 小	児童数	45	71	55	47	53	43	9	323
	学級数	2	3	2	2	2	2	2	15
広 原 小	児童数	7	8	7	8	9	13	0	52
	学級数	1		1	1	1	1	0	5
狭 野 小	児童数	3	2	8	6	6	10	0	35
	学級数	1		1	1	1	1	0	3
後 川 内 小	児童数	6	4	2	4	3	6	1	26
	学級数	1		1	1	1	1	1	5
合 計	児童数	61	85	72	65	71	72	10	436
	学級数	3	5	3	5	4	5	3	28

2) 中学校の生徒数

【中学校】(令和3年5月1日現在)

		1年	2年	3年	特別支援	合計
高原中	生徒数	63	70	58	4	195
	学級数	2	2	2	2	8
後川内中	生徒数	3	5	6	0	14
	学級数		1	1	0	2
合計	生徒数	66	75	64	4	209
	学級数	2	3	3	2	10

3. 1 児童生徒数の将来推計

【小学校】

	R3		R5		R7		R8		R9	
	児童数	学級数								
高原	323	15	302	14	275	14	235	13	219	10
広原	52	5	41	4	33	3	33	3	30	4
狭野	35	3	39	4	38	4	44	4	46	4
後川内	26	5	26	5	26	4	25	3	22	3
合計	436	28	408	27	372	25	337	23	317	21

【中学校】

	R3		R5		R7		R8		R9	
	生徒数	学級数								
高原	195	8	203	8	204	8	216	9	209	8
後川内	14	2	12	2	9	2	11	3	13	3
合計	209	10	215	10	213	10	227	12	222	11

II 基本構想

1 高原町教育振興基本計画

基本理念

「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」

郷土に誇りをもち。未来を切り拓く、心身ともに調和のとれた高原の人づくりを進める。

■基本目標

1 生涯を通じて学び、活躍できる社会づくり

町民一人ひとりが夢や希望を抱き、生涯にわたって、学びを深め、学び直しをし、新たな学びに取り組みながら活躍の場を広げ、磨きを高めることが必要である。同時に文化、スポーツ活動に取り組み、挑戦し様々な取組の中で自己実現を目指すとともに、習得した知識や経験、技術等を社会に還元するなど学びが循環する社会づくりが必要である。

2 魅力的な教育環境の整備・充実

様々な子どもの学びや育ちを支える教育環境の整備・充実を一層推進する必要がある。

3 子どもたちを地域や学校で見守り育てる教育の推進

町民一人ひとりが、家庭、地域、社会の一員としての意識を高め、それぞれの役割をしっかりと果たすための人材づくりを進めるため、社会全体の教育力の向上を図ることが必要である。

4 社会を生き抜く基盤をつくる教育の推進

子どもたちが生涯にわたり、変化に対応しながら心豊かにたくましく社会を生き抜く基盤を育む教育がこれまで以上に必要である。

5 将来を担う人材を育む教育の推進

自立した一人の人間として力強くたくましく生き抜く基盤を育むとともに、グローバルな視野を持つつ、ふるさとを愛し、その発展に貢献する気概に満ち、地域や社会をよりよくしていく活動に積極的に取り組もうとする意識や態度などの育成が大切である。

1. 1 高原町教育努力重点事項

●学校教育目標

未来を創る 心豊かでたくましい 高原っ子の育成

●具体的取組事項

(1) 高原町一貫教育（小中連携・小小連携・中中連携）の推進

全職員が「学力向上・ふるさと教育・教育支援・連携啓発」部会及び連携部会に分かれて高原町一貫教育を推進する。また、小小連携と中中連携は、町全体の小学校及び中学校間で交流授業・交流活動に取り組む。さらに養護教諭部会は、町全体の児童生徒が望ましい生活習慣を身に付けることができるような取組を行う。

(2) 学力の向上

ア 学校訪問等による授業力向上

授業力等、教員の資質向上を図るため、町内全学校年1回の学校訪問等による授業研究会を設定し、指導方法の工夫改善に努める。さらに、小小連携や中中連携における交流授業により、児童生徒や教職員間の切磋琢磨する気運を醸成する。

イ 基本的な学習態度の育成

9か年の一貫教育で培った「基本的な学習態度」に関する指導について、再度見直しを図り、「発表の仕方や聞く態度」や「ノートの使い方」等の学習の技能を児童生徒に身に付けさせ、自ら学ぶ習慣の定着を図る。

ウ 家庭学習の充実

家庭学習の意義や方法について、町内で共通して指導する内容を整理し、児童生徒や保護者に理解を促すとともに、学校における授業の成果を確かなものにする予習・復習等の学習時間の確保に努める。

(3) ふるさと教育の充実

ア ふるさと学習

「高原町ふるさと教育の手引（改訂版）」「高原町ふるさと学習テキスト」等を見直し、児童生徒に郷土愛や、ふるさとへの誇りを培い、たくましく生き抜く力を育成する。

イ 規範意識の高揚

「高原の子、幸せになる10の法則」を焦点化し、共通実践の推進を図る。

(4) 防災教育の推進

記録集「新燃岳噴火 百人の記録」の活用を推進し、児童生徒の安全意識の高揚及び危険回避能力の育成に努める。また、新燃岳が噴火した平成23年1月26日を「新燃岳を考える日」とし、

全ての小中学校で防災教育の実践を行う。

(5) 特別支援教育の推進

教育のユニバーサルデザイン化を進めることで、町内特別支援教育の推進を図る。

(6) 一貫教育の連携啓発

一貫教育の推進を図るための家庭・地域との連携・啓発に関する取組を企画・実践する。

2 高原町学校規模適正化基本方針

義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としている。このため学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になる。こうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられる。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となる。

しかしながら本町では、児童生徒数の減少によって、学校における児童会活動や生徒会活動等の教育活動や保護者や教職員で組織するPTA活動等に支障が生じることが多くなってきている。加えて学力向上のための一層の取り組みや子どもを含む地域活動の維持充実、老朽化した学校施設の改善など多くの教育課題への対応も求められている。

高原町教育委員会では、これから時代に求められる教育内容や指導方法の改善の方向性も十分勘案しつつ、現在及び将来の学級数や児童生徒数の下で、子どもたちにとって魅力的でより良い教育環境づくりを行うため、教育的見地から高原町立小・中学校の統合を進める必要があると考え、令和3年5月11日に「高原町学校規模適正化基本方針」を定めた。

学校の統合は、様々な要素が絡む困難な課題であるが、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をより良く実現するために行うものである。

「高原町学校規模適正化基本方針」については、次のとおりである。

(1) 基本方針

① 広原小学校、狭野小学校及び後川内小学校を高原小学校に統合する。

小学校の統合については、魅力ある教育環境を提供するために小学校校舎建設後に合わせ行うことが望ましいが、学校建設前の統合も検

討する。

- ② 後川内中学校を高原中学校に統合する。
- ③ 統合実施時期を令和8年度とする。
- ④ 統合と合わせて魅力ある学校教育を展開するため、小中一貫教育の
メリットを活かすように検討を行う。
- ⑤ ④のメリットを活かすため、小学校建設地は現高原中学校地に併設
若しくは隣接とする。

(2) 通学に係る支援

- ① 小学校については、広原小学校、狭野小学校、後川内小学校区域の
スクールバス運行を図る。
- ② 中学校については、後川内中学校区域のスクールバス運行を図る。
- ③ 高原小学校校区域で通学距離が4キロメートル以上の区域につい
てもスクールバスの運行を図る。

(3) 給食調理場の整備

- ① 既存の高原小中調理場施設の老朽化に伴い、衛生管理の面からも統
合と一緒に整備を行う。

(4) 統合後の地域活性化及び学童保育の充実

- ① 統合にあたっては、統合される校区域の各種行事や伝承芸能活動等
が推進できるよう校区の活性化策を十分に図る。
- ② 統合後の校舎、運動場、体育館については、地域の交流の場として
活用する。
- ③ 地域交流の場としての活用が見込まれない場合は、民間活用を検討
する。
- ④ 高原町で児童生徒の保護者が安心して子育てできるよう町当局と連
携し、学童保育の充実を図る。

(5) 保護者や地域住民の理解

- ① 統合にあたっては、保護者や地域住民の機運を高めるように十分に
配慮する。
- ② 保護者や地域住民に対し、統合の意義及び必要性について丁寧に説
明し、理解を得るよう努める。

3 高原町の公共施設等整備の基本方針

2の「高原町学校規模適正化基本方針」を付して高原町教育委員会は、
令和3年5月14日に高原町長に対し、「高原町立小・中学校のあり方につ

いて」を具申した。

高原町長は具申を受け、公共施設の整備方針案を決定し、高原町公のたてもの等整備検討委員会（会長：原田武寛高原町商工会長他10名）へ「高原町公共施設等の整備について」の諮問を行い、令和3年11月11日に答申を受けた。答申を受けた高原町長は、令和3年11月17日に高原町公共施設等検討本部（本部長：副町長）を開催するとともに、「公共施設等整備の基本方針」を決定した。

基本方針は、次のとおりである。

基本方針

- ① 町内の公共施設等を整備するにあたり、特に老朽化等が進んでいる役場庁舎・学校・中央公民館・保育所・体育館について優先的に進める。
- ② その中でも、高原町の次世代を担う子どもたちにより良い教育環境の整備と学校教育の充実は欠かせないことから、小中一貫教育を見据えた小学校の建設を先に進め、その後に庁舎建設を進める。その他の施設については庁舎建設後に計画的に整備を進める。
- ③ 小学校建設は令和7年度完成を目標に進める。
建設予定地は、現在の高原中学校敷地内とし、整備規模・内容については、関係機関及び関係者と連携し検討を進める。
- ④ 庁舎の建て替えは、小学校建設後の令和8年度以降とし、建設予定地は、ほほえみ館周辺とする。必要な検討を小学校建設と並行して行う。

公共施設等を整備するにあたり留意すること

- 公共施設整備を確実に推進するため、財源の確保と共に組織体制を整備し、全庁的に連携を密にして計画的に取り組む。
- 学校の統廃合については、地域住民や保護者、学校関係者に丁寧でわかりやすい説明と情報提供を行い理解を得ることや、学校の跡地利用については、統合により地域に閉塞感等が生じないように、住民による幅広い地域活性化策が推進されるよう努める。
また、教育施設の整備に加え、外国語教育・ICT教育などの教育内容の充実やいじめや差別のない心の教育を推進し、高原町の小中学校に通うことのよろこびと誇りが醸成される環境づくりに努める。
- 役場庁舎については、ほほえみ館と一緒にすることで、子育て世代をはじめ、住民に親しまれる行政の拠点となるよう整備する。
- 公共施設を整備することによって、町民が高原町に住み続けて安心して生活ができるようなまちづくり、町外の方も高原町に住んでみたいと思われるまちづくりの推進に努める。
- 今後の公共施設の整備によって、町民が夢と希望をもって暮らせるよう、本町の特性を十分活かしながら、現場や地域が一体となり計画を推進するよう努める。

4 高原町小中一貫教育の推進

◇ 国の動き

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校の学級編成の基準を段階的に引き下げる「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」の一部を改正する法律が令和3年4月1日から施行された。

小学校の学級編成の標準を40人から（小1は35人）35人に引き下げる。

【学級編制の標準の引き下げに係る計画】

年度	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

※ 宮崎県は、運用により小学校1,2年は30人学級としている。

背景

- ・少子化の進展、子供たちの多様化
- ・加速度的に進展する社会の情報化・デジタル化への対応
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と学校教育活動の両立等々

義務教育9年間を見通した教科担任制のあり方を検討

- ・小学校高学年における教科担任制の推進
- ・教科指導の専門性を持った教師によるきめ細やかな指導と中学校の学びに繋がる系統的な指導の充実

等々

◇ 本町のこれまでの一貫教育（小中連携教育）

● 一貫教育の推移

- | | |
|-------------|---|
| 平成23年 8月 | 連携型の一貫教育開始（「知育・德育・体育」部会、小中連携、小小連携、中中連携） |
| 平成24年 1月26日 | 防災教育「新燃岳を考える日」開始 |
| 平成24年 8月 | 高原子ども会議開始（「あいさつ運動」、「ごみ拾い活動」等） |
| 平成24年10月 | 一貫教育保護者部会開始 |

平成 27 年 4 月	高原町ふるさと教育の手引完成
平成 27 年 10 月	教科班会授業研究会開始
平成 28 年 4 月	「知育・德育・体育」部会の組織再編
平成 29 年 4 月	高原町ふるさと学習テキスト完成
平成 30 年 3 月	高原町ふるさと教育の手引改訂版完成
令和 2 年 3 月	高原町教育振興基本計画策定
	一貫教育部会の組織再編

本町では、高原町学校教育目標の具現化をめざし、高原ならではの一貫教育を平成 23 年から推進している。

こうした国の動きを踏まえ、高原町教育委員会は、平成 23 年から取り組んでいる一貫教育を更に進めるため、令和 3 年 5 月に定めた「高原町学校規模適正化基本方針」に基づき、学校統合を契機に 9 年間の学校教育目標を設定し、9 年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する小中一貫教育校の設置をめざす。

4. 1 小中一貫教育校による教育的效果

- ① 児童生徒に対する継続的な指導
- ② 系統性・連続性を意識した教育
- ③ 小中ギャップの緩和・解消
- ④ 異学年交流による社会性の育成

5 整備目標

3 の高原町の公共施設等整備の基本方針に基づき、令和 8 年度に町内 4 つの小学校及び町内 2 つの中学校をそれぞれ統合し、新しい小学校及び中学校を設置する。また、現在の高原中学校敷地内に新校舎を令和 7 年度までに建設し、これまで以上に小中一貫教育を推進するために「併設型小中一貫教育校」を設置する。

5. 1 計画学級数

■ 【4校統合後の小学校】

年度		1年	2年	3年	4年	5年	6年	特別	合計
8年度	学級数	2	2	2	2	2	2	2	14
	児童数	52	48	56	57	62	61	2	338
9年度	学級数	2	2	2	2	2	2	2	14
	児童数	42	52	48	56	57	62	2	319

■ 【2校統合後の中学校】

年度		1年	2年	3年	特別	合計
8年度	学級数	3	2	2	2	9
	生徒数	85	72	65	5	227
9年度	学級数	2	3	2	2	9
	生徒数	61	85	72	4	222

(注：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律（令和3年4月1日施行）により令和7年度には小学校全学年で35人学級となる。ただし、宮崎県は運用により小学校1, 2年生は30人学級、中学校1年生は35人学級となっている。中学校2, 3年生は40人学級で試算。)

- 令和8年度に中学1年生となる学年を除けば1学年2学級となる見込みである。このことから計画学級数は以下のように設定する。

小学校：普通学級12、支援学級2

中学校：普通学級 7、支援学級2

5. 2 整備時期

整備時期は、3の高原町の方針を踏まえ令和7年度までに行う。

6 施設整備方針

統合後の新しい小学校及び中学校は、施設一体型（渡り廊下等でつなぐ）の小中一貫教育校とする。また既存の高原中学校校舎を活用した上で、不足する教室等を整備するものとし以下の項目を基本とする。

- (1) 児童・生徒が快適な学習環境の中で、心身ともに健康な学校生活を送ることができる施設。
- (2) 多様化する教育内容へ対応する施設。
- (3) 新型コロナウイルス感染症や今後の感染症等に備えた施設。
- (4) 児童・生徒が安全・安心に生活できる施設
- (5) 児童・生徒が積極的に異学年との交流を図れるとともに、小・中学校の教職員が授業交流（乗り入れ指導や教科担任制等）を円滑に行える施設
- (6) 学校と地域住民との交流が図りやすい施設
- (7) 有事の際の避難所の機能を備えた施設

6.1 整備方針

(1) 校舎

- ・ 児童生徒数に応じた適切な施設規模とし、施設一体型（渡り廊下等でつなぐ）小中一貫教育校の特色を活かした利用効率の高いコンパクトで機能的な施設とする。
- ・ 各教室への空調機器、トイレの洋式化など、児童生徒及び教職員が快適な学校生活を送れる施設とする。
- ・ 少人数指導や社会環境の変化に応じた多様な教育に対応がとれる施設とする。
- ・ 異学年交流や児童生徒と教職員との交流、小中学校教職員の交流に配慮した施設とする。
- ・ 全ての利用者が利用しやすいうようにユニバーサルデザインに配慮した施設とする。
- ・ 地域との交流や地域住民の利用に配慮した施設とする。（図書室等）
- ・ 災害に強く、児童生徒、教職員及び地域住民の安全に配慮した安心できる施設とする。

(2) 給食調理場

- ・ 児童生徒の健康を育み、安心安全でおいしい給食を提供できる施設とする。

(3) 体育館、プール、グラウンド

- ・ 既存施設の有効活用を含め、児童生徒の体力及び運動技能の向上のために必要な空間を確保できるようにする。



7 その他

7. 1 統合後の通学手段

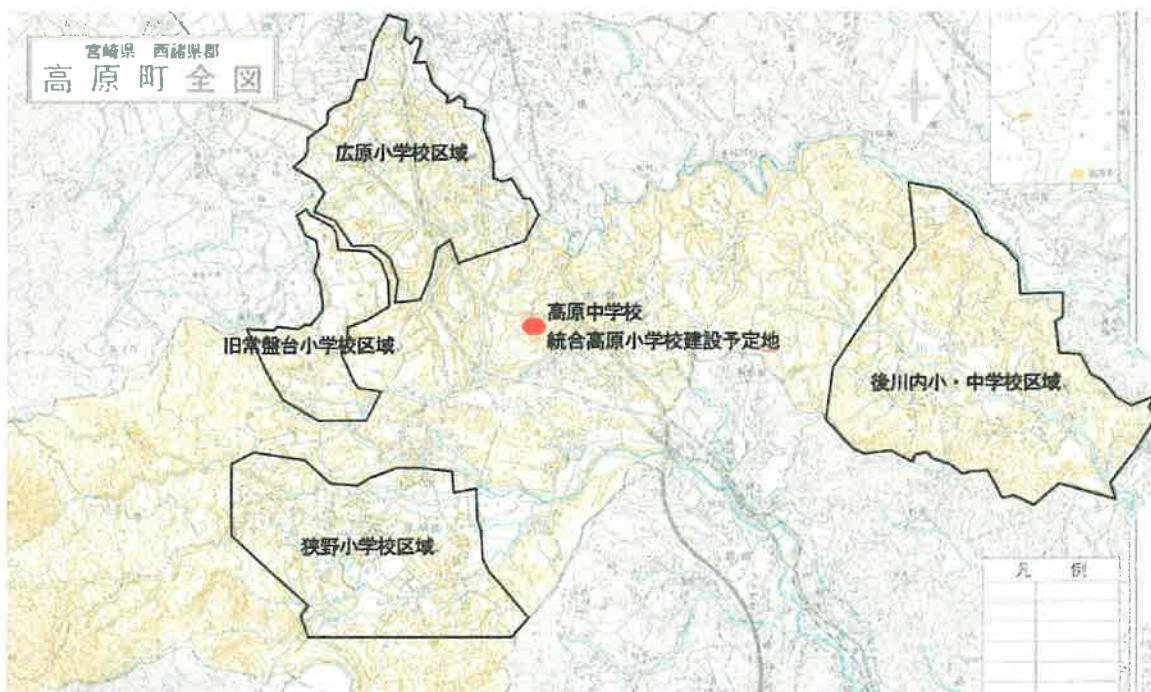
現在、旧常盤台小学校区域にスクールバスを運行しているが、統合後は、広原小学校、狭野小学校、後川内小学校並びに後川内中学校区域の児童生徒も対象にスクールバスを運行することとする。

スクールバス運行予定区域の児童生徒数

	令和3年度	令和8年度	令和9年度
旧常盤台小学校区域	24	15	11
広原小学校区域	52	33	30
狭野小学校区域	35	44	46
後川内小学校区域	26	25	22
後川内中学校区域	14	11	13

令和8年度に必要となるスクールバス（29人乗りバス）台数

旧常盤台小学校区域	～ 1台
広原小学校区域	～ 2台
狭野小学校区域	～ 2台
後川内小中学校区域	～ 2台
計	7台



現在の高原小学校区域においては、高原小学校が高原中学校敷地内に移転することとなり、現在の通学距離より通学距離が延びる地域も想定され

る。国では、公立小中学校の通学距離について、小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内という基準を、公立小中学校の施設費の国庫負担対象となることとしており、この基準を超えた地域の児童・生徒については考慮する必要があり、今後検討を要す。

7. 2 統合後の地域活性化

統合にあたっては、町当局と連携を図り、統合される校区域の地域活性化を十分図るとともに、統合後の校舎、運動場、体育館についても有効活用がなされるよう多方面から検討を行う。

III 添付資料

高 原 小学校 配置図
平面図

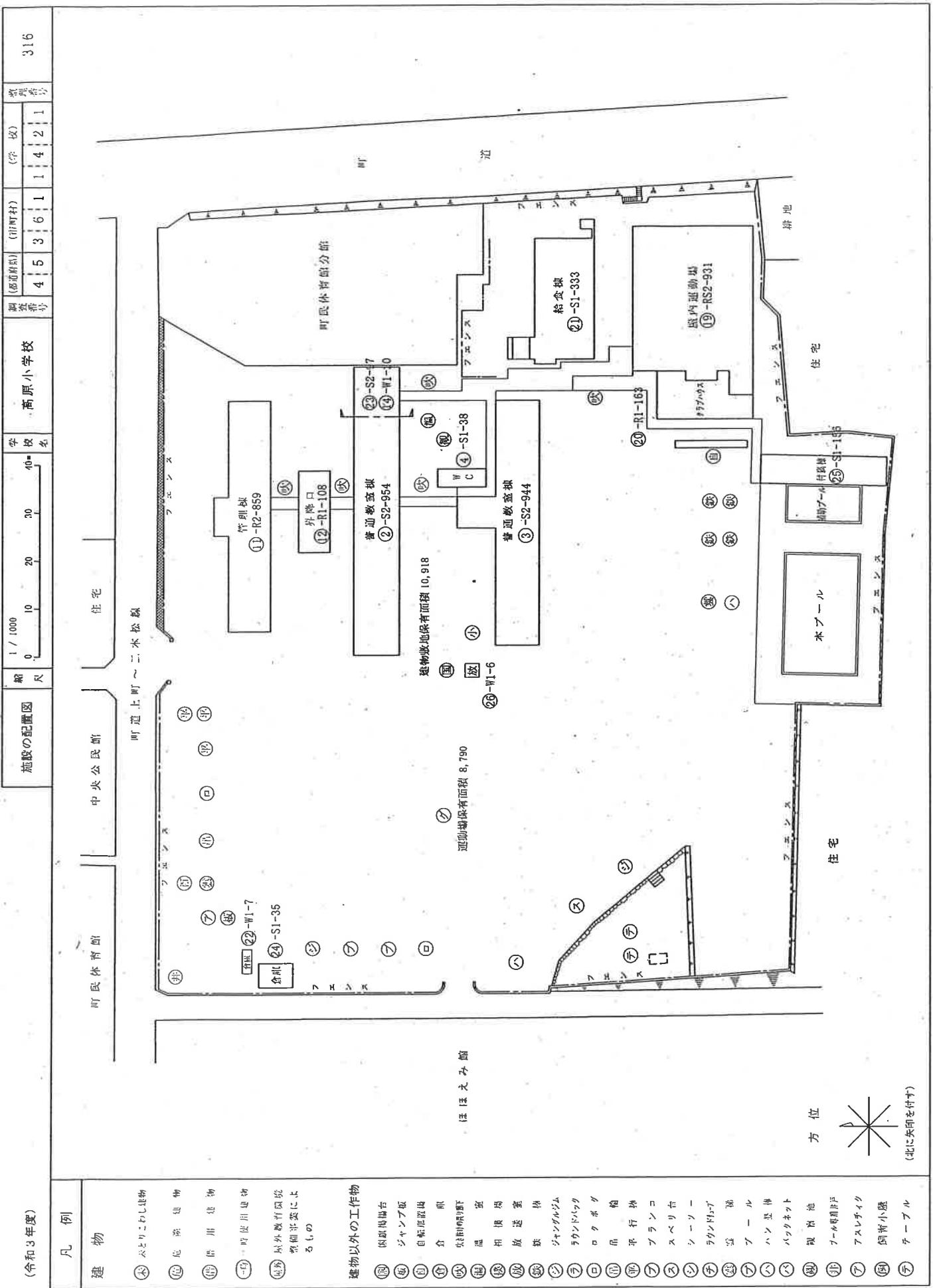
広 原 小学校 配置図
平面図

狭 野 小学校 配置図
平面図

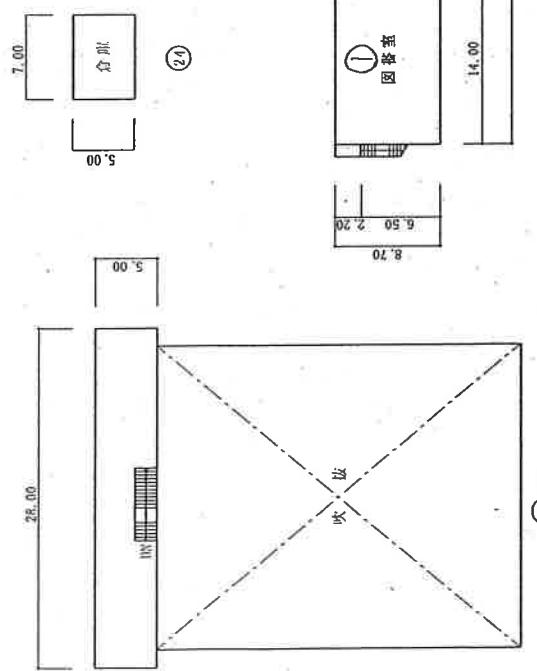
後川内 小学校 配置図
平面図

高 原 中学校 配置図
平面図

後川内 中学校 配置図
平面図



平面図	解	1/600,	学	高原小学校	間(廊道附記) (前廊柱)	(学) 柱	梁	柱	316
0	5	10	15	20	4 5 3 6	1	4	2	1



⑩ 会議室
5.00
5.00
5.00
2.00
7.00

3.00

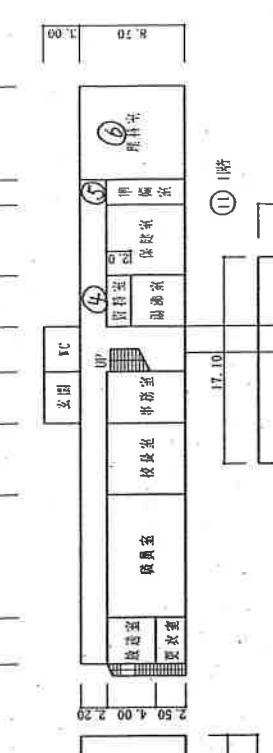
60cm

⑪

⑯

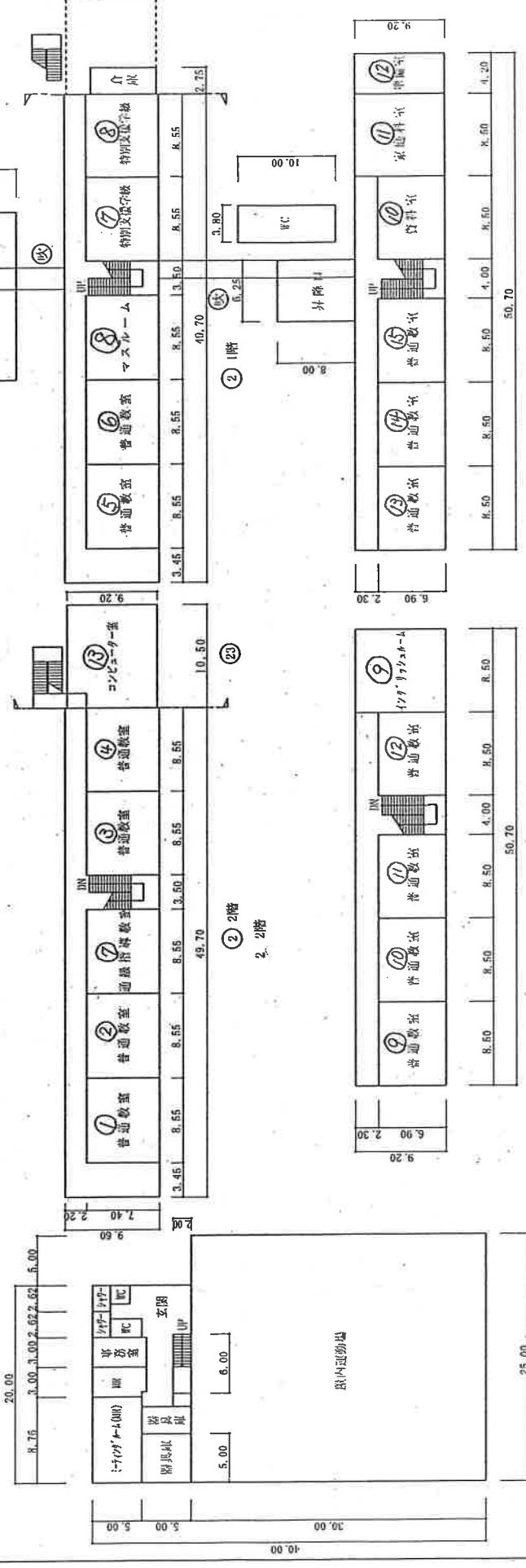
4H.00

2.20



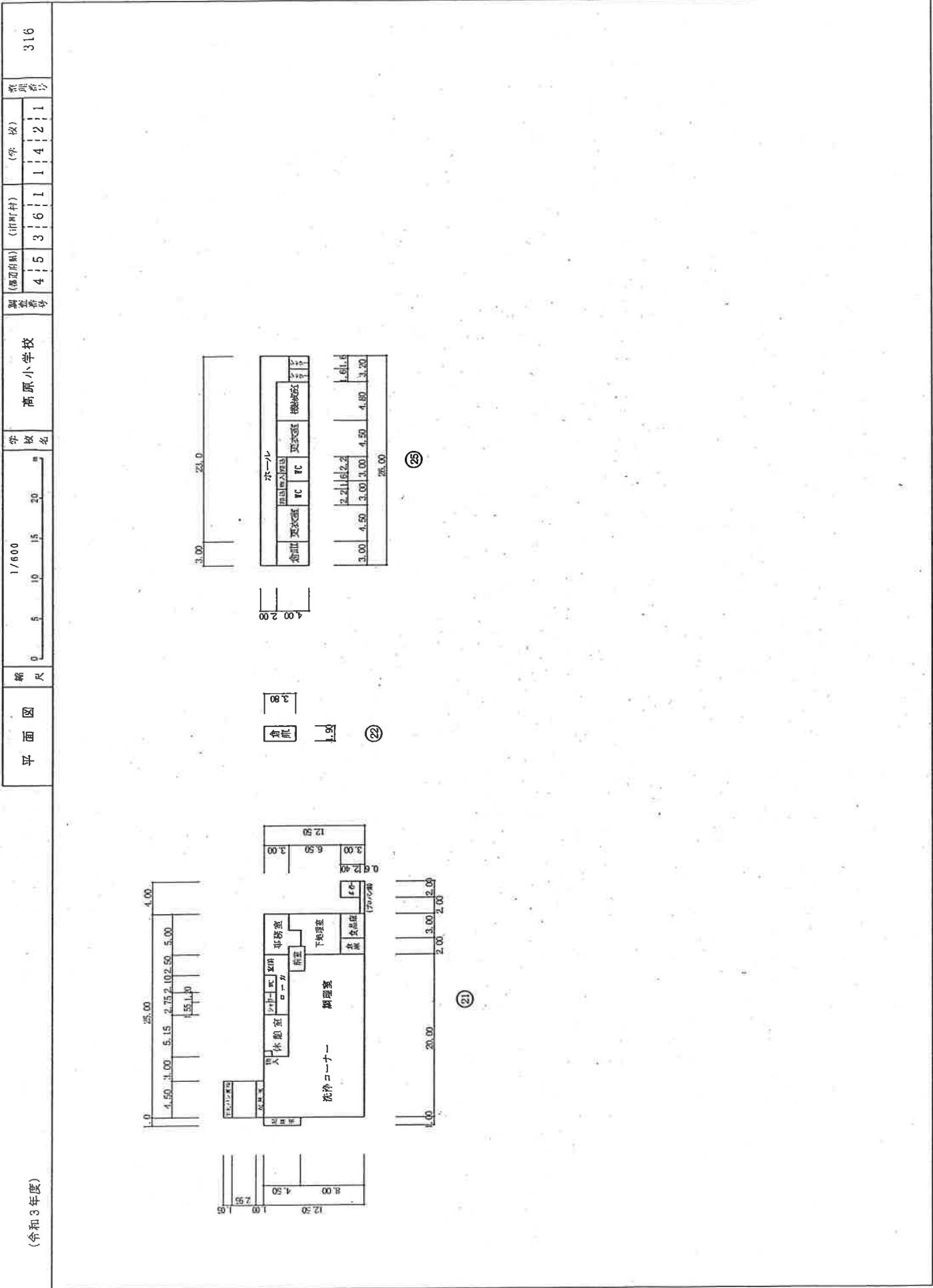
19
2階

-20-

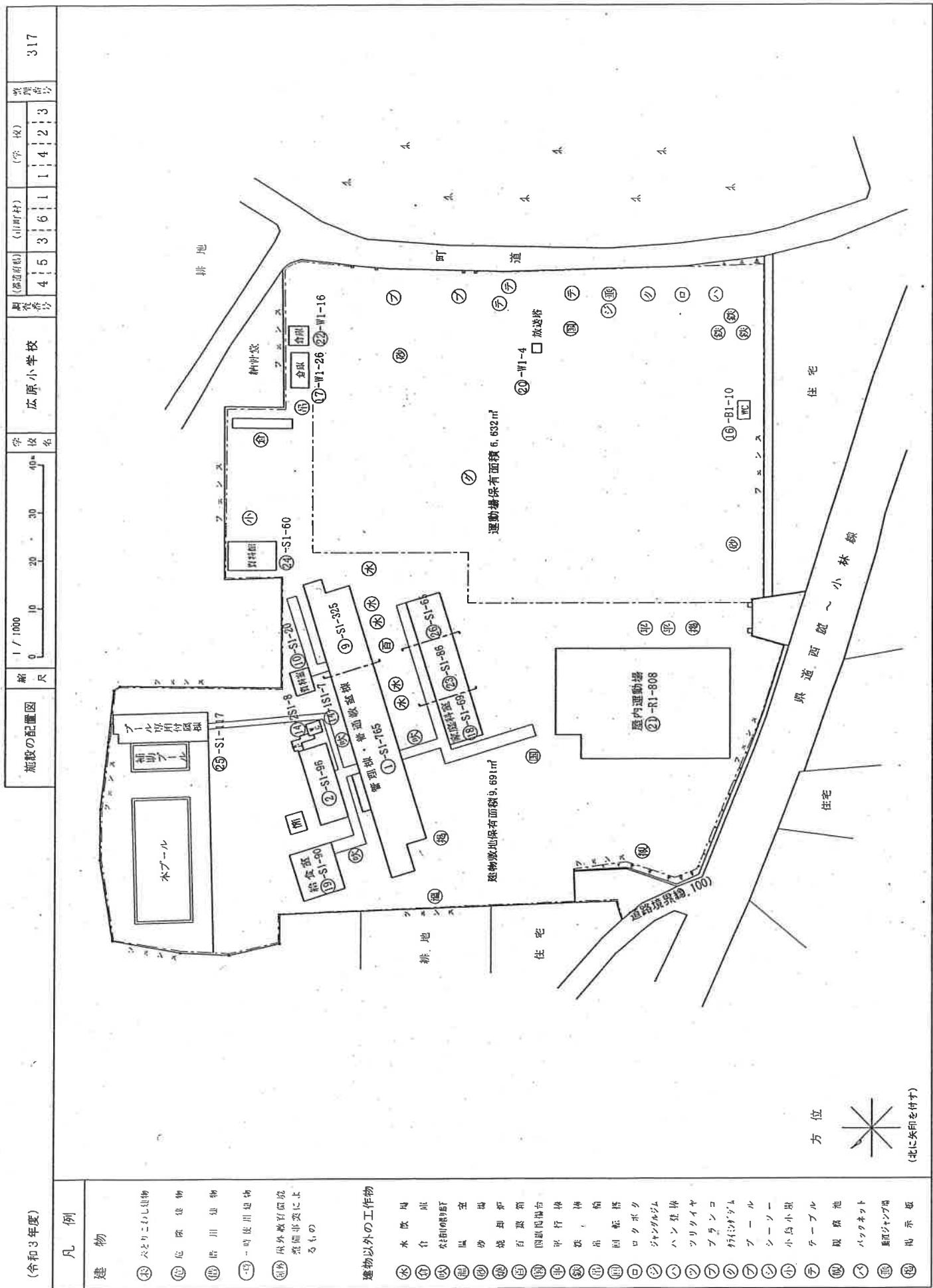


19
1階

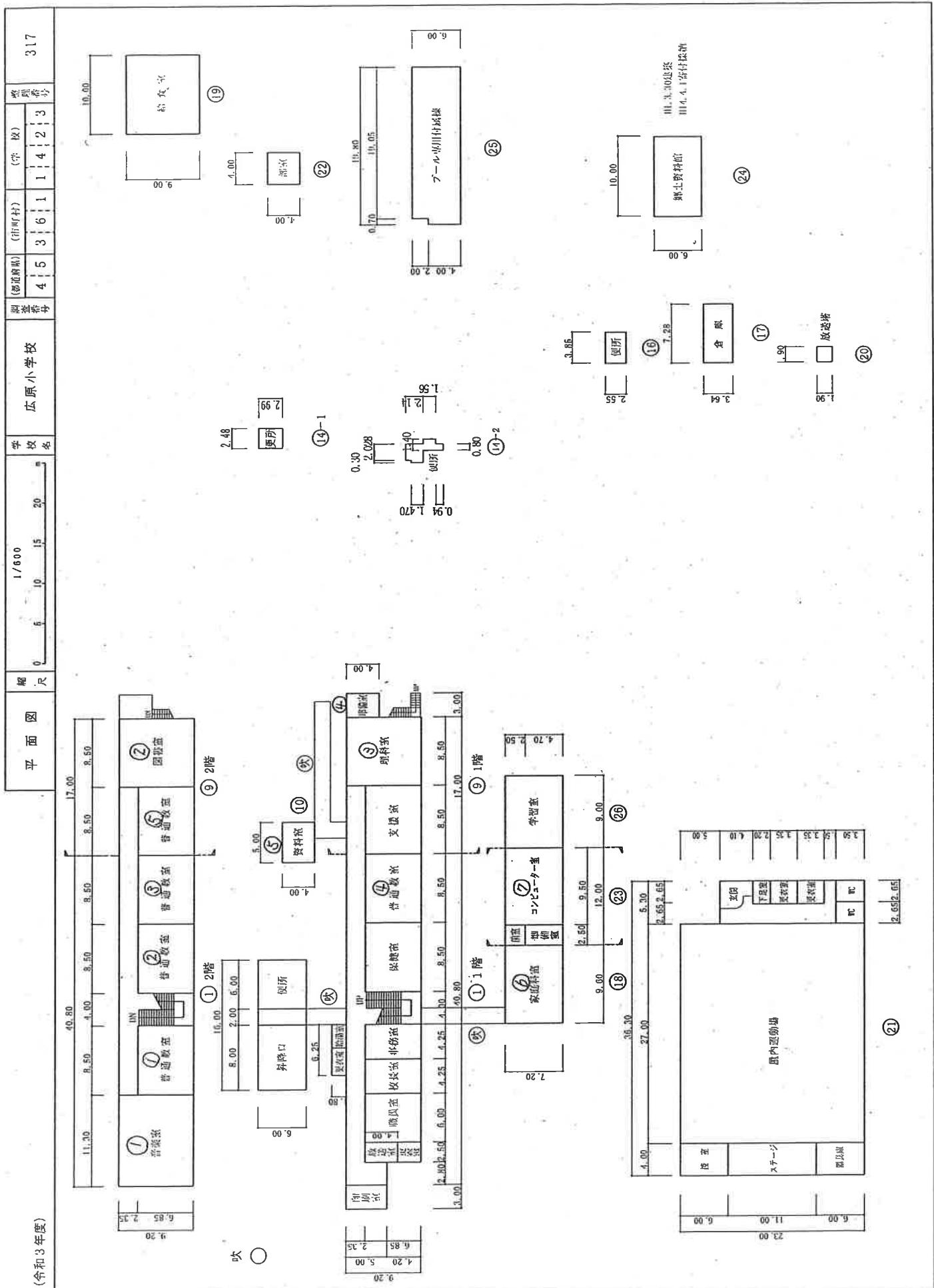
(令和3年度)



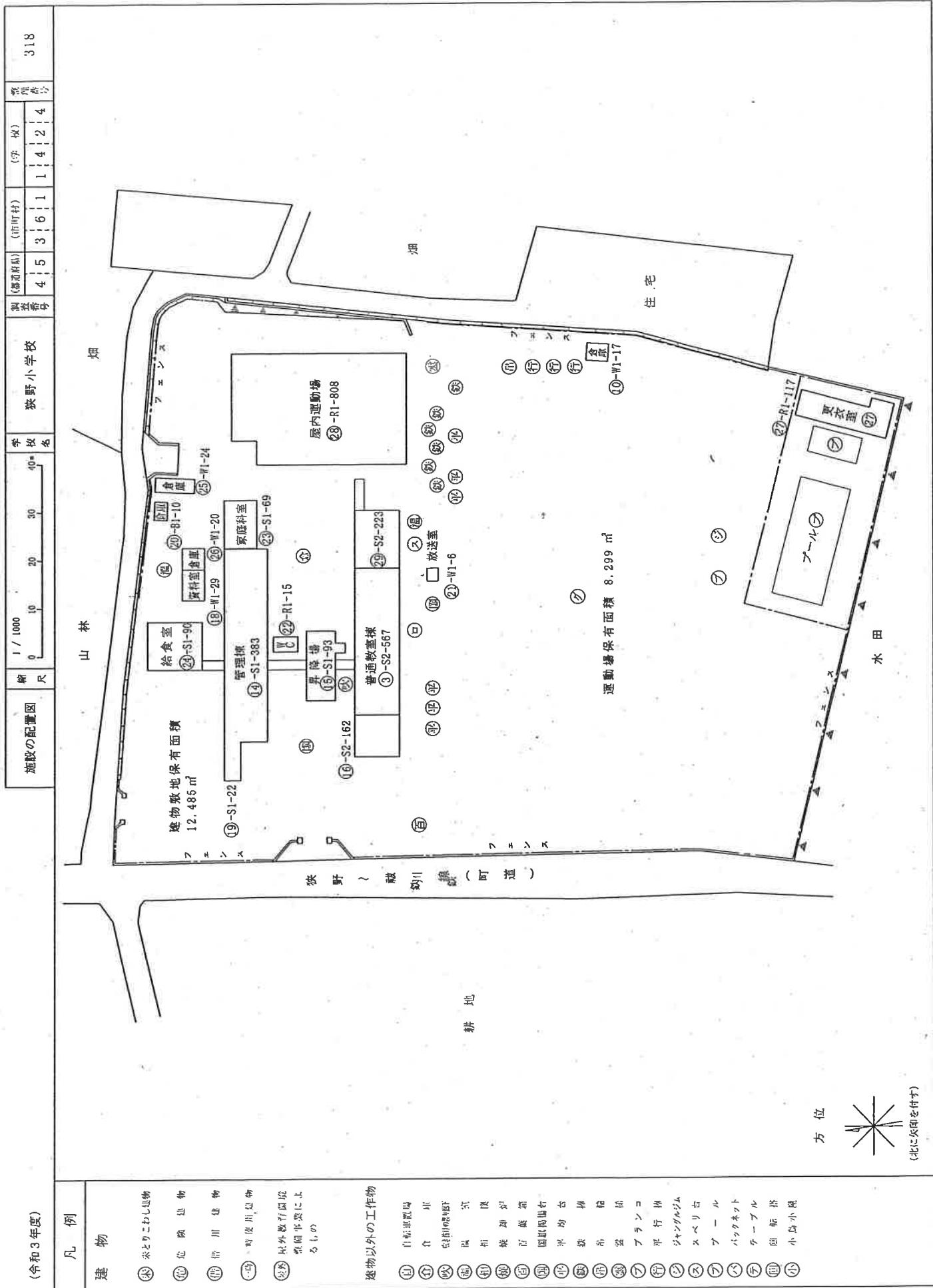
文 部 省

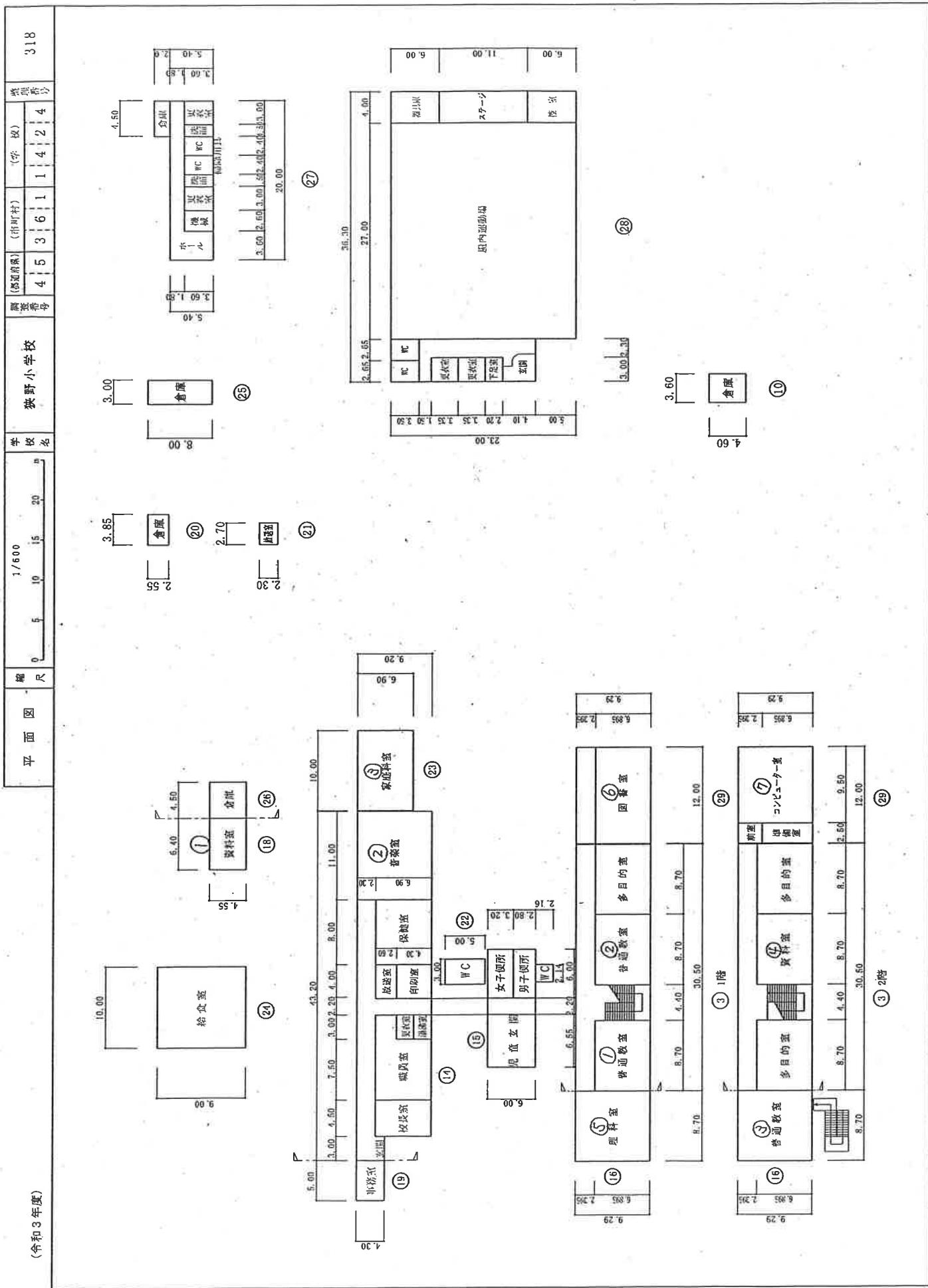


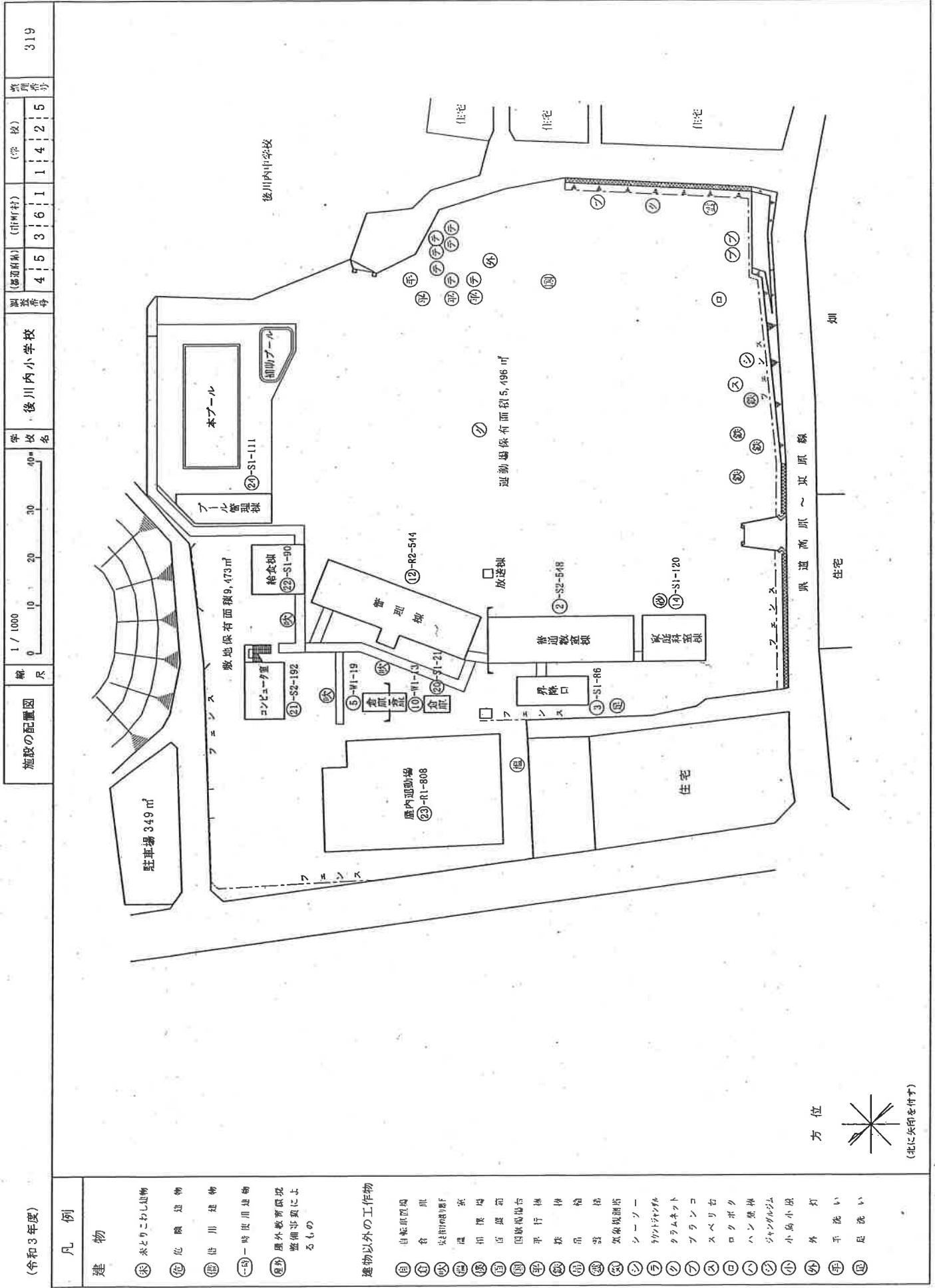
文部省



(令和3年度)

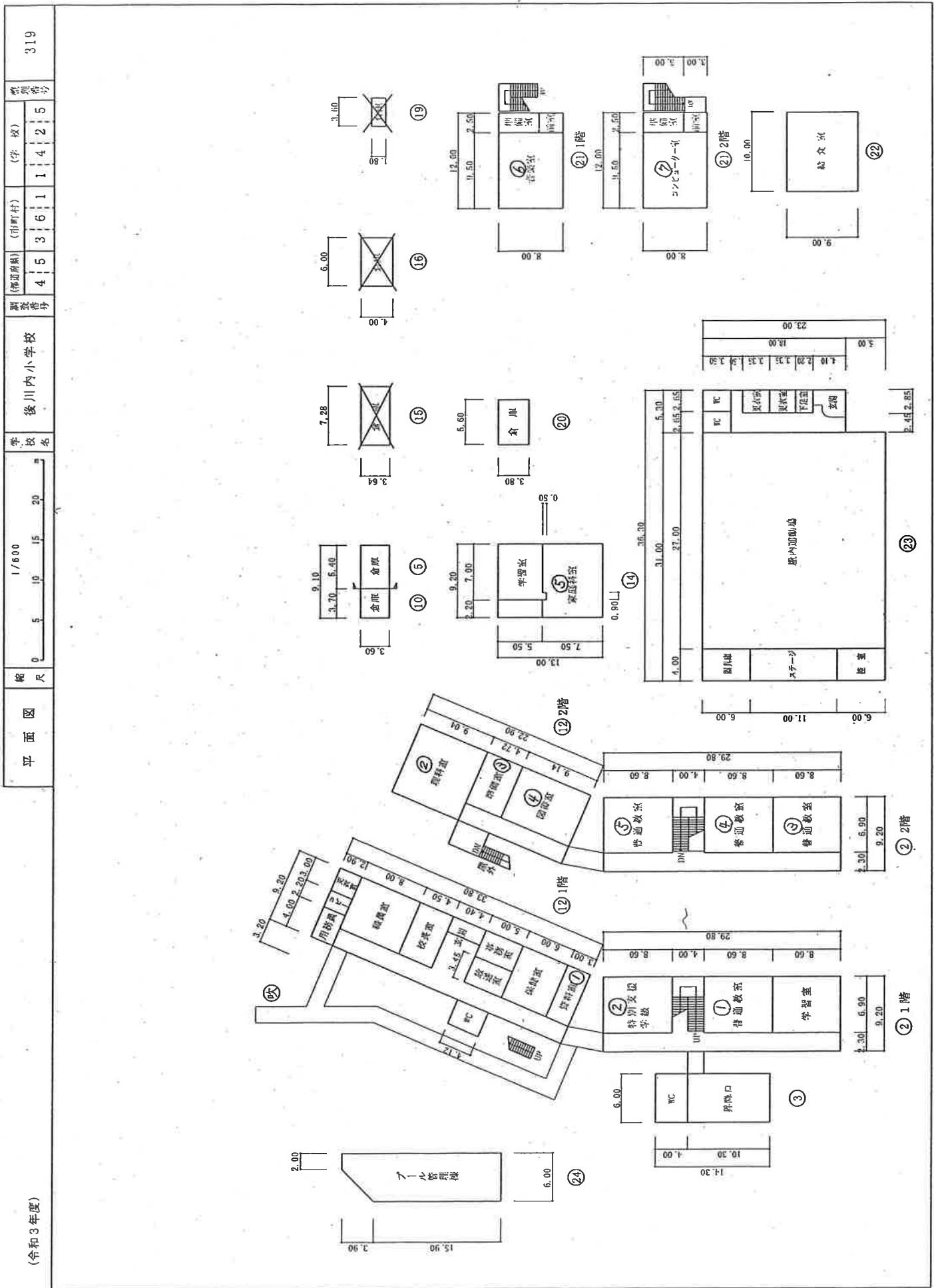




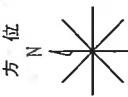


文 部 省

(令和3年度)



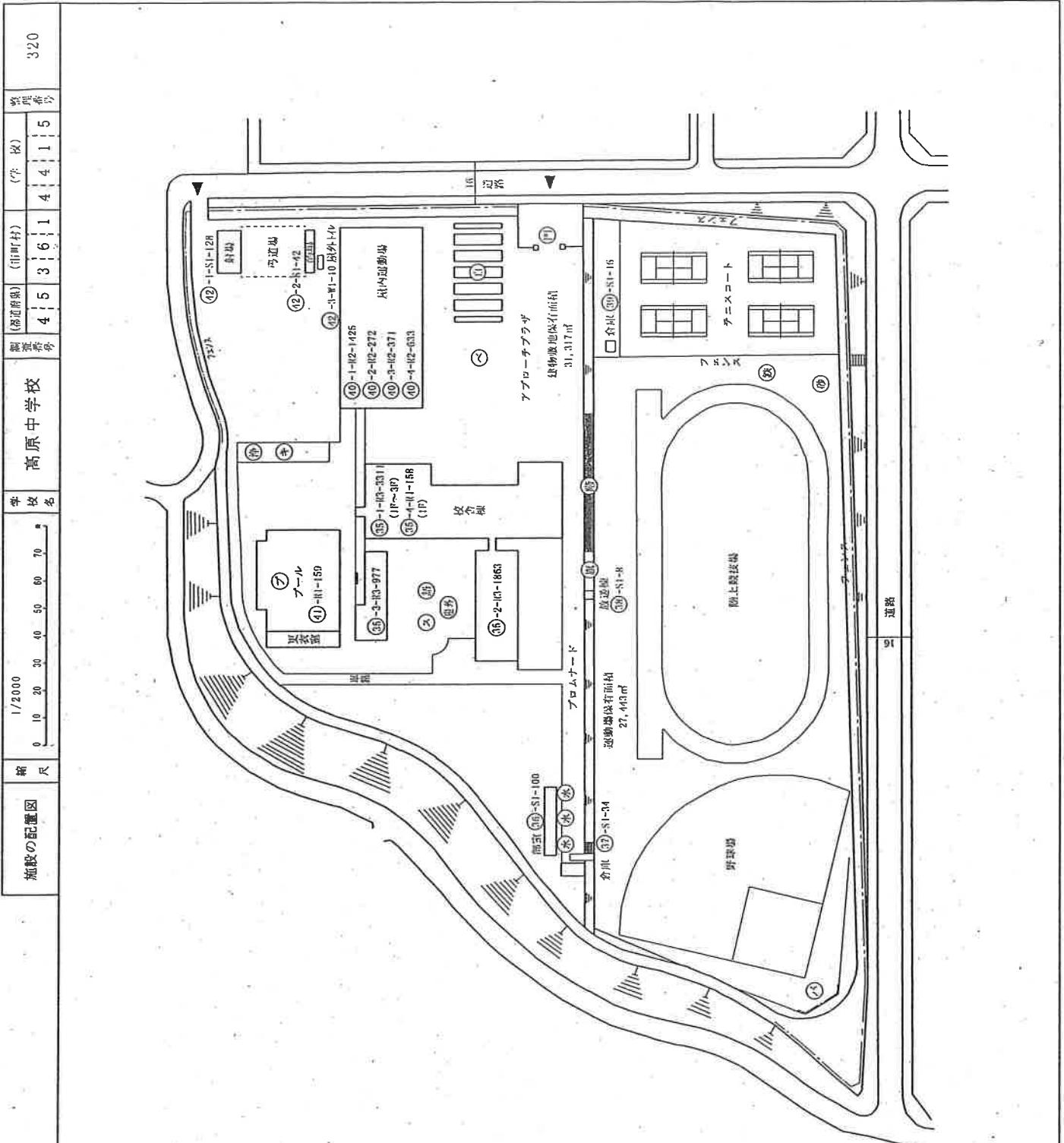
(北に矢印を付す)



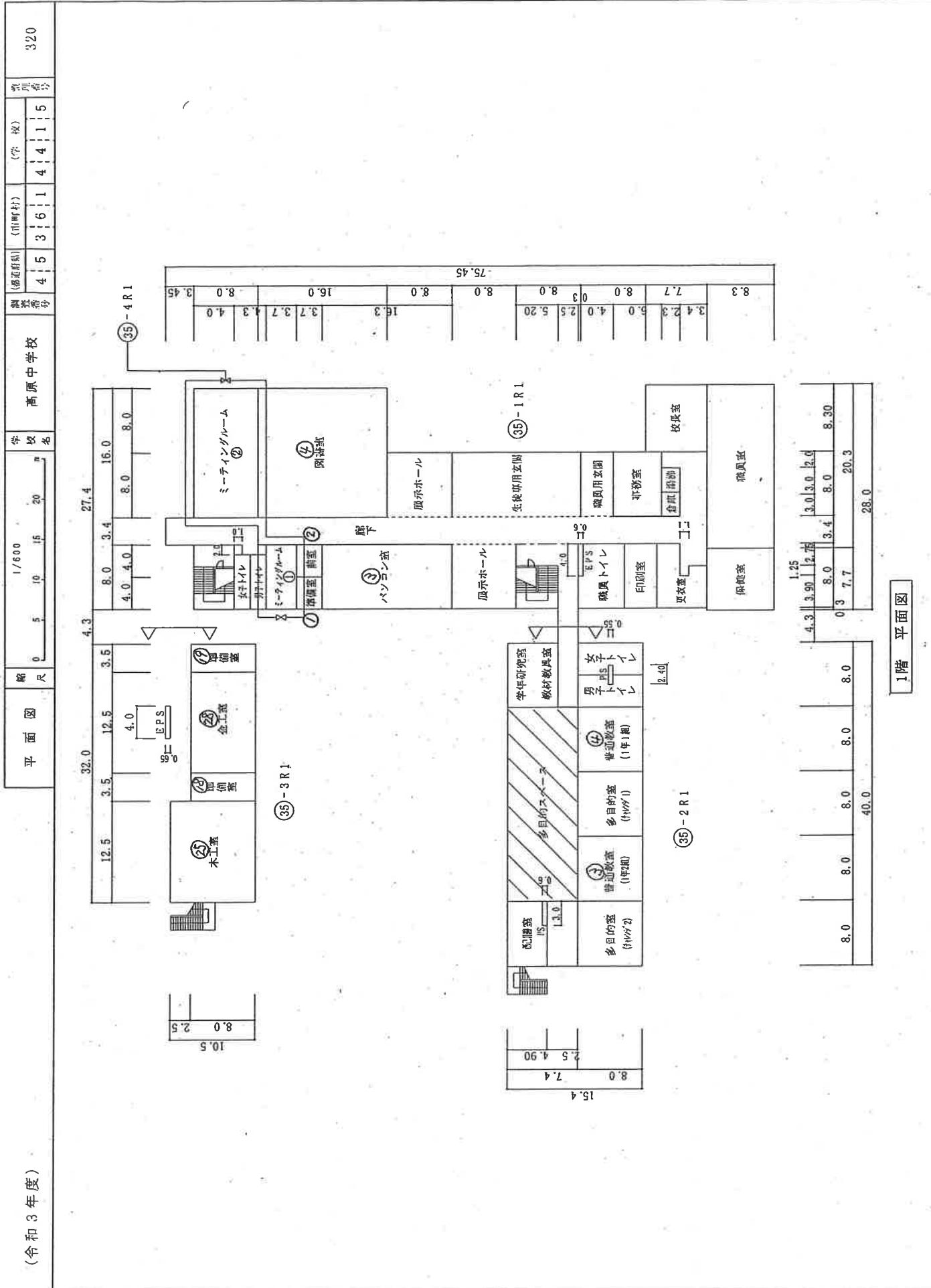
凡例

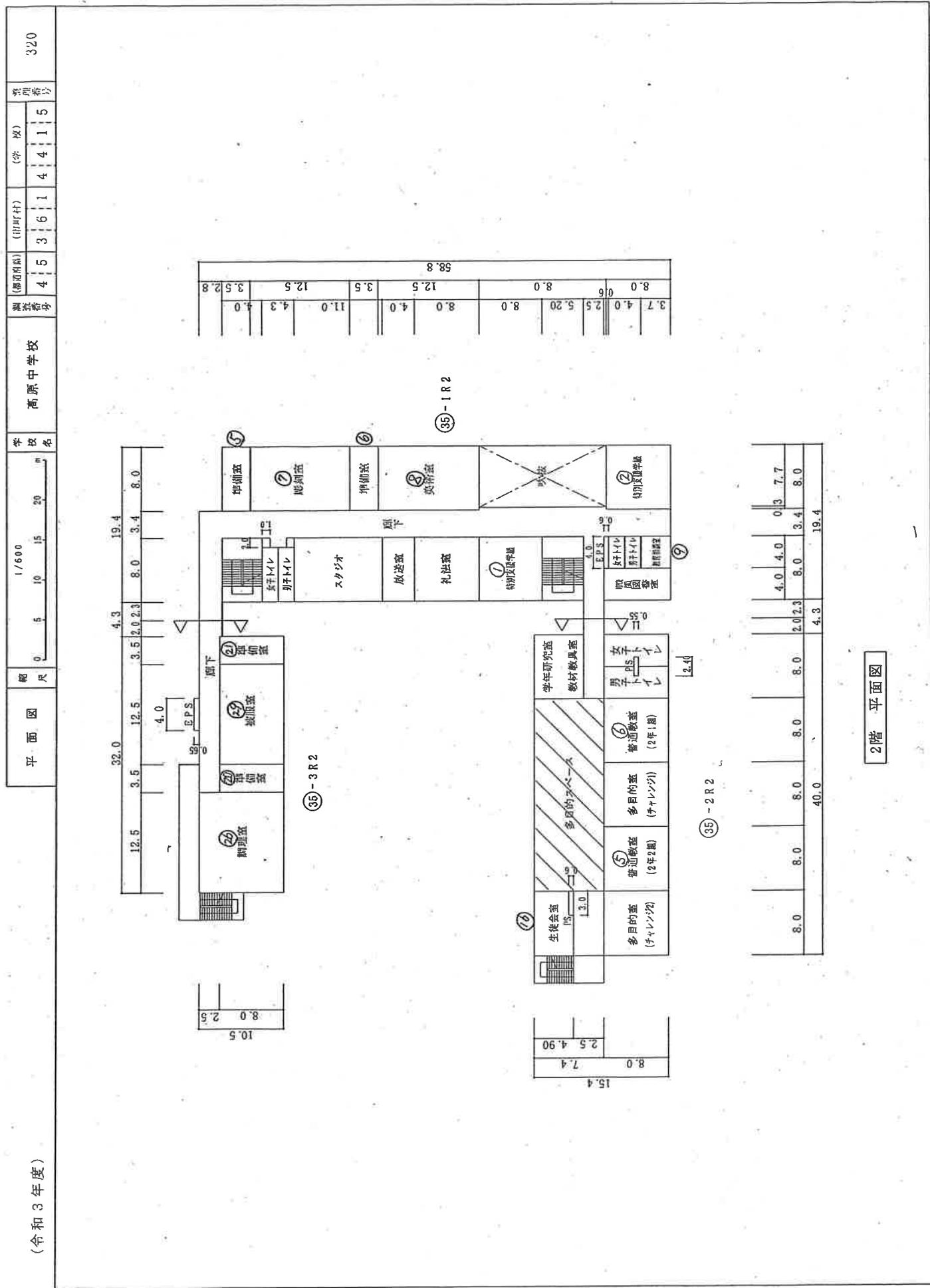
建物	
① ふとりこわし建物	
② 危険物	
③ 信川建物	
④ 時代川建物 自然災害によるもの	
⑤ 水 飲 庫	
⑥ バックネット	
⑦ 犬 便	
⑧ 手 目 古	
⑨ 開放式マクンド	
⑩ 外 廓	
⑪ ベンチ	
⑫ 清 化 塔	
⑬ キューピタル	
⑭ 人れあい広場	
⑮ 用 施 設	
⑯ 姉 灯 火	
⑰ 出 転 並 設	
⑱ 正 門	

(令和3年度)

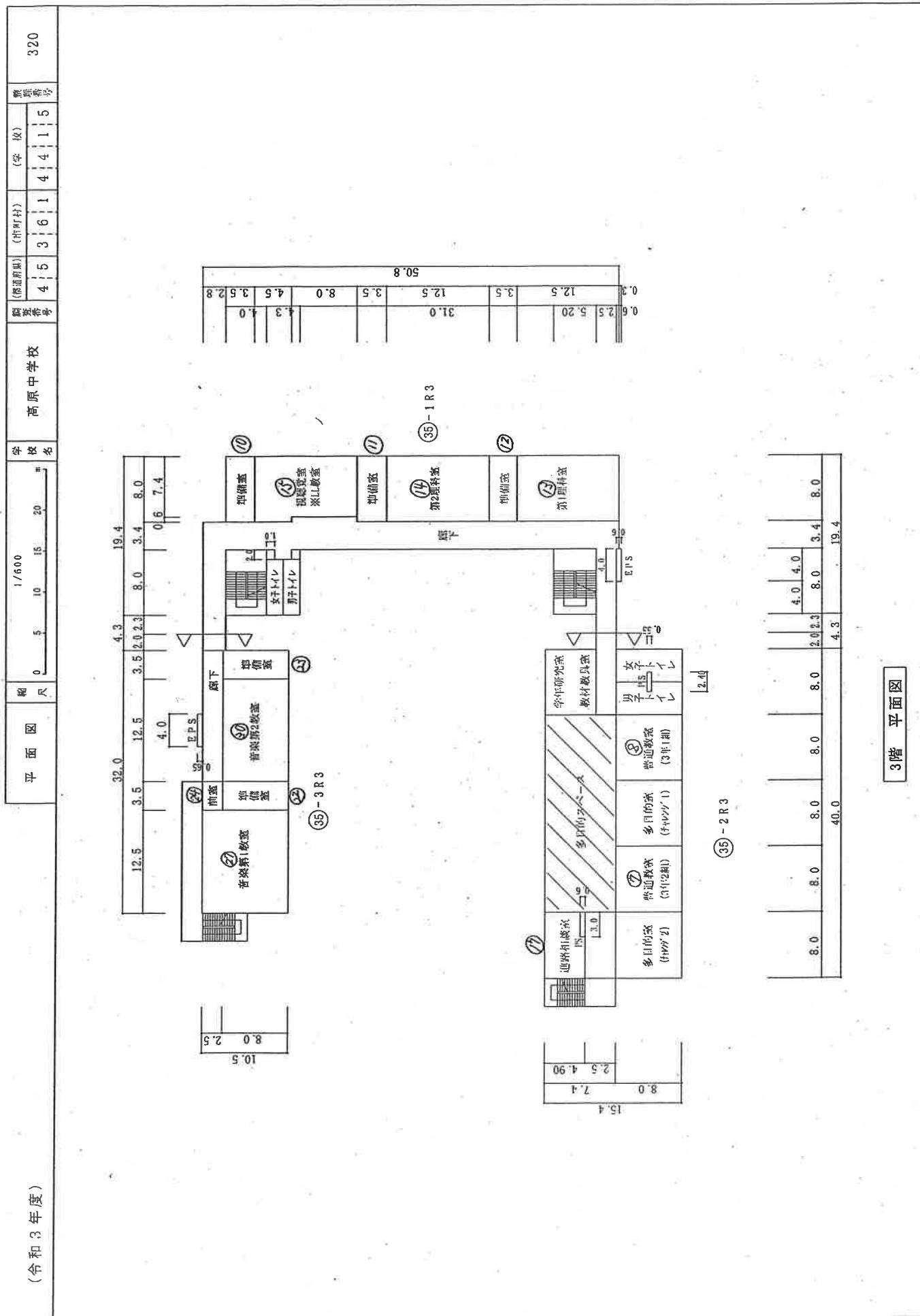


(令和3年度)

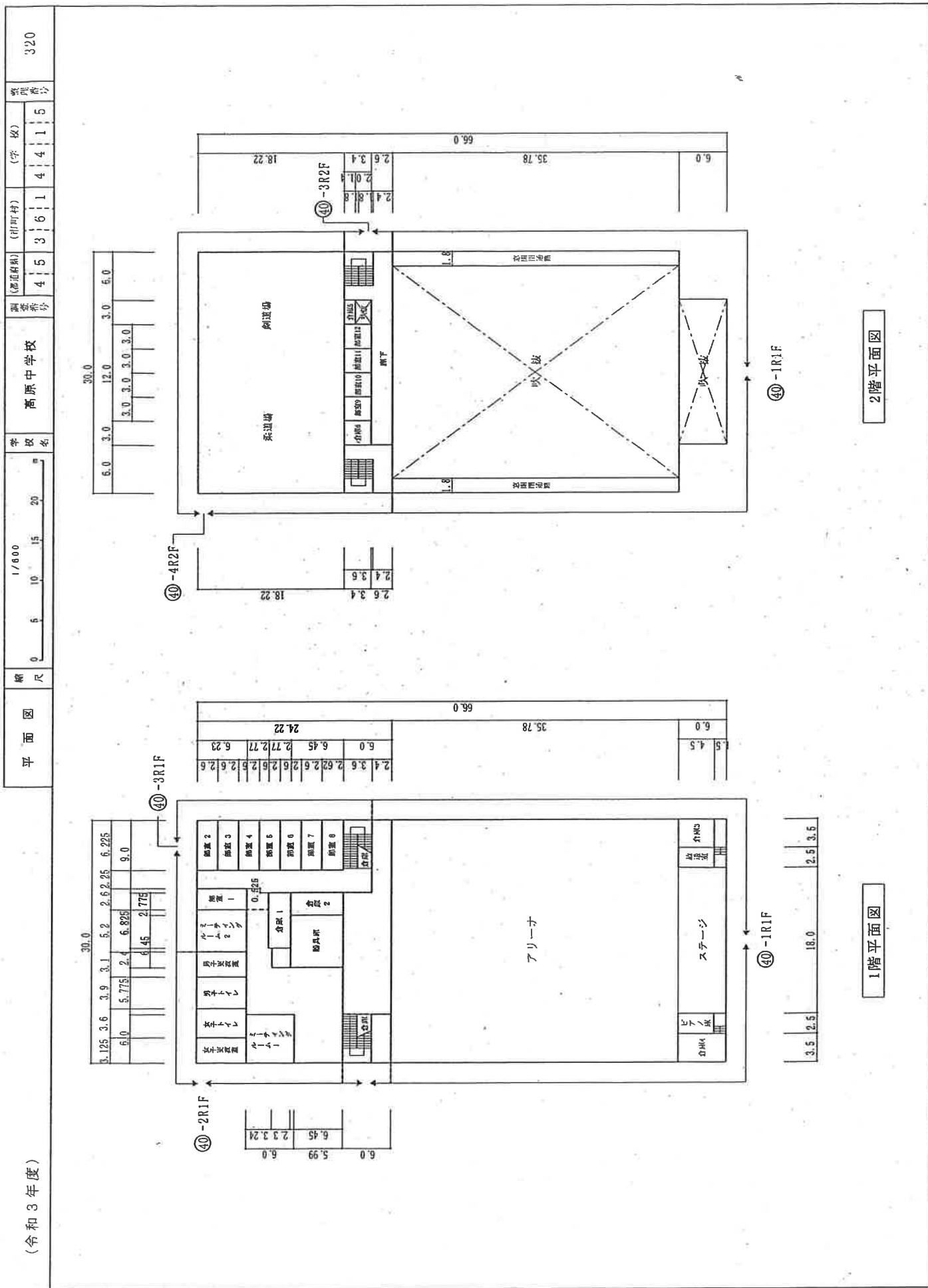




(令和3年度)



(令和3年度)



(令和3年度)

建物

- (5) 木とこわし施物
 (6) 危険建物
 (7) 後川建物
 (8) 一時使用建物
 (9) 屋外教育訓練施設
 (10) 施設非営によるもの
 建物以外の工作物
 (11) 車両販売場
 (12) 介護施設
 (13) 安全指導監視所
 (14) 因斯院場合
 (15) 総務
 (16) 建物
 (17) パックネットト
 (18) 平均台
 (19) ゴミ置場
 (20) 水道

